

ゴルフ場利用税

県税のしおり
令和7年度

ゴルフ場の利用に対して課される税金です。

● 納める人

ゴルフ場を利用した人が、施設の経営者を通じて納めます。

● 納める額

ゴルフ場の等級により、1人1日につき、次の額となります。

等 級	特級	1級	2級	3級	4級	5級
納める額	1,200 円	1,000 円	800 円	600 円	400 円	200 円

※ 等級は、ゴルフ場が県に届出した利用料金などを基準として、ゴルフ場ごとに県が決定します。

● 非課税等

利用条件等により、税金が非課税又は1/2の軽減になります。

区 分	対 象	利用条件等	確認書類
非課税	年齢 18 歳未満の者、70 歳以上の者の利用	なし	運転免許証、旅券、健康保険証及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類
非課税	障害者の利用	※ 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者等で要件に該当する者、原子爆弾被爆者で医療特別手当証（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている者をいいます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等
非課税	学生等の利用	学校の教育活動として学長又は校長が証明する場合	学長等が証明した書類
1/2 軽減	年齢 65 歳以上 70 歳未満の者の利用	利用料金が通常料金より5分の1以上軽減されている場合 ※ ゴルフ場から県に申請があった場合に限り ます。	運転免許証、旅券、健康保険証及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類
1/2 軽減	早朝、薄暮、休業日の利用	利用料金が通常料金より2分の1以上軽減されている場合 ※ ゴルフ場から県に申請があった場合に限り ます。	
1/2 軽減	特定の競技会における利用	利用料金が通常料金より5分の1以上軽減されている場合 ※ 特定の競技会とは、（公財）日本ゴルフ協会が主催する競技会、（公財）広島県スポーツ協会が主催する競技会等をいいます。 なお、ゴルフ場から県に申請があった場合に限り ます。	競技会の主催者等が発行する証明書

※ 利用料金を徴しない公益性の高い競技会における利用については、課税を免除する場合があります。

● 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から料金と合わせて受け取り、毎月分を翌月 15 日までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町に交付されます。

